



# 全国学力テスト実施(4月21日)

## ◆実施上の問題点

(子どもや教職員、学校の現状・負担等)

## ◆結果の取り扱いについて

(結果公表の動向、公表に対する教委・校長交渉等)

## ◆その他 (意見・要望、PTA 協議会等との意見交換等)

～報告用紙～まだ届いていない分会にも、後日支部より届きます。調査の結果は、日教組に集約し、問題点等についての文科省協議でいかすとともに、また、今後の県教委、地教委交渉にもいかしていきます。

4月21日、「2015年度全国学力・学習状況調査」(以下「全国学力テスト」)が、今回から新たに理科が加わり実施されました。県内の公立の小・中学校は、すべて参加しました。前回から市町村別・学校別の結果公表が可能とされました。昨年度は、県内で公表した市町村はほとんどありませんでした。各支部の地教委との交渉の成果です。今回も公表をさせない取り組みを進めましょう。

県教組では、中央執行委員会において、学校現場の実態把握のため、4～5月にかけて、以下の項目について、実施状況調査を行うことを決定しました。

- 全国学力テスト
- 道徳の教科化
- 体力テスト
- 英語の教科化(小学校高学年)
- 小中一貫校「義務教育学校」
- 学校の統廃合

国 家 主 義  
合 理 主 義  
競 争 原 理

■ 思想の統制  
■ 格差の拡大  
■ 新たな差別

## 向かう先は何なのか!?

安倍政権になって、矢継ぎ早に教育施策が学校現場に導入されています。

「全国学力テスト」の他、道徳の教科化の先行実施、小5・中2の体力テストの悉皆実施、小学校高学年の英語の教科化に向けた「教科地域拠点事業」…。さらには、小中一貫校「義務教育学校」、「適正な規模」を根拠にさらに加速しそうな学校の統廃合…など。これらは、競争原理、合理主義、国家主義という、教育現場には

決してなじまない考えが基本となっています。これらの数々の施策は、新たな差別、格差の拡大、思想の統制などにつながるものです。

…私たちは、個性や人権が尊重され、互いに助け合い、認め合いながら、子どもたちや教職員が、のびのびと学習や教育に取り組むことができる学校を目指していくことを、ここに表明します。

(福島県教組「『全国学力・学習実態調査』結果についての見解」より ～2013年10月5日)

## 「ゆたかな学び」を求めて

子どもや地域に寄り添った実践にもとづいて  
**県教研分科会推進委員会**  
**柴宮小学校 4月26日**

2月に山梨県で行われた全国教研参加者による基調報告をもとに、10月開催予定の県教研に向けた研究・実践の柱立てを行いました。詳細については、「県教研 特集号」で報告いたします。教育現場で実際に子どもたちに相對している私たちの日々の実践こそが、本当の意味での「学び」を見つける糧になります。その「学び」の結果は、決して「テスト」ではかれるものではありません。卒業して何年もしてから子どもたちから感謝の言葉をもらったり、たくましく成長した姿を見たりしたことを、私たちは何度も経験しています。数値でははかれない、即時的な効果があらわれにくい「学び」があることを実感しています。そういう「学び」こそが、本来の「学び」で

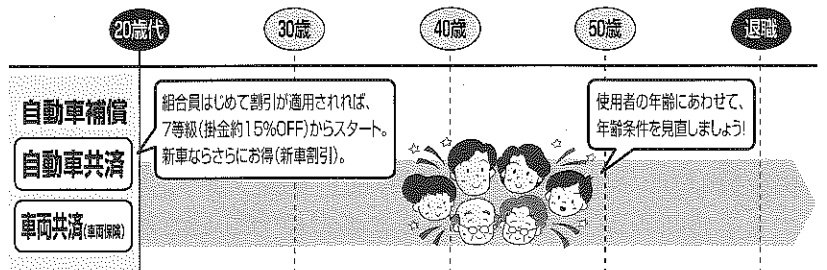
あり、「ゆたかな学び」につながるも感じています。子どもたちを取り巻く社会の現状を認識し、保護者や地域の方々の声に真摯に向き合い、子どもたちに寄り添いながら、「ゆたかな学び」を学校現場で実現できるよう、教育実践を積み上げていきましょう。

## 教職員共済ライフサポートカレンダー

教職員共済は、在職中はもちろん、退職後にいたるまで皆さまの生活をサポートしてまいります。ご家族構成やライフプランにあわせて必要な保障をお選びください。

厚生労働省認可  
**教職員共済生活協同組合**  
**福島県事業所**  
 〒960-8534 福島市上浜町10-38  
 TEL 024-523-3011

つなぐ未来へ  
**50<sup>th</sup>**  
 Anniversary



# 各専門部始動!

新年度が始まり3週間が過ぎましたが、すでに各専門部も動き出しています。県教組的には、臨採部常任委員会が4/11(土)に、青年部常任委員会・委員会が4/12(日)に開催され、大会や総会・学習会について話し

合われました。また、東北ブロックとしても、すでに、青年部長会(4/5)、女性部長会(4/12)が開催されました。また、県教組特別委員会である「教育課程編成推進委員会」の事務局会も4/18に開催され、今年度の主な計画等について協議をしました。以下は、各専門部の総会や大会等の日程です。同じ立場にあり、おそらく同じ課題を持っているはず。「交流」も含めて、積極的な参加をお願いします。ない、障がい児教育部の学習会は、特別支援学校・学級担任等以外の教職員も参加大歓迎です。

女性部定期大会	6/14(日)	男女共生センター
養護教員部定期総会	6/20(土)	浅香荘
障がい児教育部総会・学習会	6/20(土)	県教育会館
栄養教職員部総会	6/27(土)	*未定
青年部定期大会	6/28(日)	浅香荘
事務職員部定期大会	6/6(土)	郡山教組会館
臨時採用教職員部定期総会・学習会	7/4(土)~5(日)	浅香荘

大会・総会の前には、各専門部の常任委員会も開催されます。常任委員のみなさま、お忙しい中での参加となりますが、よろしくお願いたします。

## 青年部はさらに...

沖縄平和行進(5/15~17)、初任研宿泊研修傍聴行動(5/26~28)への参加を、各支部の青年部長や常任委員に呼びかけているところです。「年休」を行使用しての参加になりますが、絶対に得るものはあります。ご都合がつく方は、ぜひ参加をお願いいたします。

県教組定期大会の議案審議は、4月21日の中央執行委員会で行われました。各組合員にはゴールデンウィーク明けに届く予定です。女性部についても、5月9日の常任委員会で議案審議が行われます。今後、それぞれの大会の代議員選挙、または選出が行われます。ぜひ参加してみませんか。

**福島県教職員組合**  
**第91回定期大会**  
**2015年5月30日(土)開催**  
**29日(金)には前段会議**

定年まで残り数年。迷いがあります。退職してすぐに年金がもらえるわけではないので、生活のことを考えれば定年までは勤めたい。でも体は悲鳴を上げています。教科書の字は見えないし、パソコン画面は疲れる。鉄棒や跳び箱は、もう命がけ。四〇代はこんなじゃないか。四〇代はこんなじゃないか。体だけではありません。気持ちの面でも目一杯です。気持ち的についていけないのです。教職員間や保護者との間で、子どもの教育に関して共通して持っていたはずの部分が、ずいぶんと小さくなつてしまつた気がします。そもそも一緒に話し合える時間が少なくなつてしまいました。私も自分のことで一杯で、職員室で声をかけるのをためらいます。二〇年前はこんなではなかった気がします。まさに「息が詰まる」つて感じます。



わいそうな気がします。一緒に遊んであげたいけど、体力も気力も、何より時間がありません。保護者のみなさんも、若々しい元気な担任を望んでいるような気がします。ゴメンナサイネ。でもね、年を重ねてきたので「経験値(智)」は高いんです。私の教室は毎日が「異世代間交流」です。

子ども叱るな 来た道だもの 年寄り笑うな 行く道だもの  
来た道 行く道 一人旅 これから通る 今日道通り直しのできぬ道

「学力テスト」に力を入れて、大事なものを見失わないうこと! 道徳の時間よりも教師の後ろ姿が大事!  
細かいデータよりも子ども顔を見ている時間を長くしよう! 保護者は「我が子」の親、教師は担任、違いがあるから協力できる!(自分への叱咤!)

最後に。通り直しのできぬ道をつか来た道にはしたくない。「この道しかない」ってバカですか。この子たちは、自分たちで道を切り開いていく力を持っていますよ。

# 募集を開始!

今年度で4年目となる事業です。県教組単独のものとしては、「55リフレッシュ事業」もあり、そちらは、対象となる方に対して、宿泊無料券を送付いたします。どちらの事業も、有効にご活用ください。

## 福島県教職員組合奨学金募集要綱

### 1. 目的

組合員の相互扶助の考え方にに基づき、組合員の子どもの教育支援を目的とする。

### 2. 申込資格

(1) 次の対象となる組合員の子どもであること。

ただし、「加入」とは組合費が納入されている状態をいう。

- ① 正規組合員で、加入後継続して3年以上加入している者。
- ② 正規組合員で、加入期間が総計3年以上の者。
- ③ 特別組合員で、正規組合員であった期間が3年以上の者。
- ④ 臨時採用者の組合員で、福島県教組での加入期間が総計3年以上あった者。
- ⑤ その他、中央執行委員会で必要と認められた者。

(2) 奨学金を給付する学生（以下奨学生という）は、上記（1）の組合員の子どもであって、大学院、国公立大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程（以下学校という）に在学し、何らかの奨学金の貸与・給付を受けている者、または、年間10万円以上の何らかの教育貸付を受けている（または返済している）者に限る。ただし、高等専門学校については、第4学年以上（18歳以上）の在学生に限るものとする。

### 3. 給付金額

就学期間1年につき5万円とし、奨学生一人20万円を限度として給付する。

### 4. 申請手続き

(1) 申請時に必要な書類

- ① 奨学生申請書(別紙)
- ② 在学証明書
- ③ 当該年度に他の機関より奨学金を貸与もしくは給付を受けていることを証明するもの、または教育貸付を受けていることを証明するもの。
- ④ その他必要と認める書類

(2) 申請期間

毎年4月から7月末まで（年度ごとに申請が必要）

### 5. 奨学金の給付の決定

福島県教職員組合の中央執行委員会で決定し、本人に通知する。

### 6. 奨学金の給付方法

保護者（組合員）または奨学生名義の労金口座に振り込むこととする。振り込まれたことを確認したら、すみやかに奨学金受領書を提出すること。